復　興　整　備　計　画

（第 16 回 変 更）

女　川　町・宮　城　県

平成２６年１２月５日

１　復興整備計画の区域（計画区域）（法第４６条第２項第１号関係）

女川町における中心部の区域及び離半島部沿岸の区域（別添の復興整備計画区域図参照）

２　復興整備計画の目標（法第４６条第２項第２号関係）

①　東日本大震災により都市機能の多くを失い、壊滅的な被害を受けた当町においては、今次地震・津波の教訓を踏まえ、災害から生命を守り、安心・安全で住みよい港町づくりを目指す。
②　今後、数十年から百数十年に一回程度発生すると想定される津波に対して、海岸保全施設・津波防護施設等の整備により、町民の生命と財産を守る。
③　今後想定される最大級の津波に対しては、町民の生命を守るために、避難を基本としたソフト対策・避難のためのハード対策を推進する。
④　今後も繰り返し発生が予想される津波に対して、町民の生命と住宅を守ることを基本方針として、安全な高台及び地盤嵩上げによる復興住宅地を交通軸沿いに整備し、町民の移転を促進する。
⑤　今後の人口減少と高齢化の進展を見据え、ＪＲ女川駅周辺の復興市街地に中枢的機能を集約したコンパクトなまちづくりを進める。
⑥　離半島部の魅力ある漁港や景観を維持し、津波浸水区域を有効に活用することで、活力ある漁村集落のまちづくりを目指す。

３　土地利用方針（法第４６条第２項第３号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

今次津波の教訓を踏まえた安心・安全な港町づくりの観点から、復興住宅地は今次津波と同等の津波に対しても一定の安全性が確保できる高台あるいは嵩上げした地域に集約整備を図る。低地部は、商業・業務・水産加工・その他多目的利用のための用地として活用する。離半島部では、被災集落背後地の高台に居住地を移転するとともに、被災集落跡地は漁業や産業再建等の用地として活用する。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図および復興整備事業総括図参照）

①　浸水し壊滅的な被害を受けた町中心部において、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備と土地利用の再編を図り、復興市街地を整備する。
②　津波被害を軽減する減災対策として、国道398号背後の地盤を､数十年から百数十年に一回程度発生が想定される津波でも浸水しない高さまで嵩上げする。
③　最大級の津波が来襲した場合に浸水深が大きくなる危険性が高い低地部は、居住を制限し町民の移転を促進する。跡地は商業業務用地、工業用地、多目的利用エリアとして活用する。
④　復興する住宅地は、安全な高台を造成して再整備することを基本とする。
⑤　総合運動場の陸上競技場は、先行復興する住宅地に用途転換する。
⑥　JR女川駅周辺の市街地を、商業業務地とする。
⑦　地域医療センター(旧町立病院)周辺の高台に、町役場をはじめとする公共公益施設を集約する。
⑧　宮ヶ崎、石浜、鷲神浜の海岸沿いに、漁業関連施設・水産加工施設を集約し、水産加工団地を形成する。
⑨　女川沿いは、集中豪雨や津波による災害が発生する恐れもあるため、親水性のある公園等を配置してスポーツ観光・振興による地域活性化拠点として整備する。
⑩　離半島部では、各地区の高台に、自力再建による戸建住宅や災害公営住宅を建設するための住宅敷地を整備する。
⑪　用地選定にあたっては、地震による地盤の沈下や崩落、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが保安林を極力回避する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図参照）

４　復興整備事業に係る事項（法第４６条第２項第４号関係）		
事　業　区　分	図面記号	事　業　に　係　る　事　項
(1)市街地開発事業	Ａ地区	事業の名称　：女川町被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成30年度 種　　類　　：土地区画整理事業 その他　　：今後、保安林の指定（又は解除）に関する事項を記載予定。
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	Ｂ－１地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町指ヶ浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－２地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町御前浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ-３-１地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町尾浦西地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ-３-２地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町尾浦東地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意

(4)集団移転促進事業	Ｂ-４-１ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町竹浦南地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ-４-２ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町竹浦北地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－５ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町桐ヶ崎地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－６ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町高白浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－７ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町横浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－９ 地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町野々浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意

(4)集団移転促進事業	Ｂ－１０地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町飯子浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１１地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町塚浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１２地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町出島地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１３地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町寺間地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１４地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町荒立西地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１５地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町荒立東地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意

(4)集団移転促進事業	Ｂ－１６地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町内山地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１７地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町小乗浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１８地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町大原西地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－１９地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町宮ヶ崎地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－２０地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町堀切山地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
	Ｂ－２１地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町清水地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２４年９月７日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意

(4)集団移転促進事業	Ｂ－２２地区	事業名称　　：女川町防災集団移転促進事業（女川町旭が丘地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成２５年２月８日に国土交通大臣同意、平成２６年１０月１４日に変更同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	Ｄ地区	事業名称　　：女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度 種　　類　　：一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		

(13)その他施設の整備に関する事業	C-1-1地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町大石原浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度
	C-1-2地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町大石原浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－2地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町小屋取地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	C－3地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町指ヶ浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－4地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町御前浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－5地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町尾浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－6地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町竹浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－7地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町桐ヶ崎地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	C－8地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町高白浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度

	Ｃ－９ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町横浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｃ－１０ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町野々浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｃ－１１ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町飯子浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｃ－１２ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町塚浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｃ－１３ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町出島地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｃ－１４ 地区	事業名称　　：漁業集落防災機能強化事業（女川町寺間地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	Ｅ-1 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町指ヶ浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	Ｅ-2 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町御前浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Ｅ-3 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町尾浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度

	Ｅ-4 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町竹浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Ｅ-5 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町桐ヶ崎地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	Ｅ-6 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町高白浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	Ｅ-7 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町横浦地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
	Ｅ-8 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町大石原浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	Ｅ-9 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町野々浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	Ｅ-10 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町飯子浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Ｅ-11 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町塚浜地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Ｅ-12 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町出島地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度

	Ｅ-13 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町寺間地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	Ｅ-14 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町小屋取地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	Ｅ-15 地区	事業名称　　：災害公営住宅整備事業（女川町中心部地区） 実施主体　　：女川町 実施区域　　：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度

５　復興整備計画の期間（法第４６条第２項第５号関係）
平成23年度　～　平成30年度の8年間

６　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第４６条第２項第６号関係）

４－①　土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第４８条第１項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	整理番号		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	Ａ地区	都市計画(土地区画整理事業) [女川町決定]	変更(廃止)		25.6ha	変更(廃止)する土地区画整理事業 大原土地区画整理事業 鷲神土地区画整理事業 宮ヶ崎第一土地区画整理事業 石浜土地区画整理事業
			都市計画(道路) [宮城県決定]	決　定	5,310 m		決定する路線名 ３・４・２０２　女川海岸線★ ３・５・２０３　浦宿女川線★ (★は国土交通大臣の同意が必要なもの)
			都市計画(道路) [女川町決定]	決　定	3,060 m		決定する路線名 ３・４・２０４　堀切山駅前線 ３・４・２０５　駅前清水線 ３・４・２０６　清水本通線
			都市計画(公園) [女川町決定]	変　更		7.1ha	変更する公園 ６・５・３０１　女川運動公園
			都市計画(道路) [宮城県決定]	変　更	—	—	変更する路線名 ３・４・２０２　女川海岸線★ ３・５・２０３　浦宿女川線★ (★は国土交通大臣の同意が必要なもの)
			都市計画(道路) [女川町決定]	変　更		160 m	変更する路線名 ３・４・２０４　堀切山駅前線

2	市街地開発事業および 集団移転促進事業	Ａ地区 Ｂ-16～ Ｂ-21地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		38.5 ha	
			地域森林計画区域	変　更		38.5 ha	
3	集団移転促進事業	Ｂ-5地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		2.42 ha	B-5　（桐ヶ崎）地区：2.42ha
			地域森林計画区域	変　更		2.42 ha	B-5　（桐ヶ崎）地区：2.42ha
4	都市施設の整備に関する 事項	Ｄ地区	都市計画（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）｛女川町決定｝	変　更	7.6ha		
5	集団移転促進事業	Ｂ-1地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		3.73 ha	B-1　（指ヶ浜地区）：3.73ha
			地域森林計画区域	変　更		3.73 ha	B-1　（指ヶ浜地区）：3.73ha
6	集団移転促進事業	Ｂ-2地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		2.93 ha	B-2　（御前浜）地区：2.93ha
			地域森林計画区域	変　更		2.93 ha	B-2　（御前浜）地区：2.93ha
7	集団移転促進事業	Ｂ-3-1 地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		3.49 ha	B-3-1（尾浦西）地区：3.49ha
			地域森林計画区域	変　更		3.49 ha	B-3-1（尾浦西）地区：3.49ha
8	集団移転促進事業	Ｂ-10地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		1.97 ha	B-10　（飯子浜）地区：1.97ha
			地域森林計画区域	変　更		1.97 ha	B-10　（飯子浜）地区：1.97ha

9	集団移転促進事業	Ｂ-11地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		2.12 ha	B-11 （塚浜）地区：2.12ha
			地域森林計画区域	変　更		2.12 ha	B-11 （塚浜）地区：2.12ha
10	集団移転促進事業	Ｂ-4-2地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		2.63 ha	B-4-2 （竹浦北）地区：2.63ha
			地域森林計画区域	変　更		2.63 ha	B-4-2 （竹浦北）地区：2.63ha
			保安林	解　除		0.23 ha	B-4-2 （竹浦北）地区：0.23ha
11	集団移転促進事業	Ｂ-7地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		4.87 ha	B-7 （横浦）地区：4.87ha
			地域森林計画区域	変　更		4.87 ha	B-7 （横浦）地区：4.87ha
12	集団移転促進事業	Ｂ-22地区	土地利用基本計画の森林地域	変　更		1.60 ha	B-22 （旭が丘）地区：1.60ha
			地域森林計画区域	変　更		1.60 ha	B-22 （旭が丘）地区：1.60ha

（注）１　本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第４６条第２項第４号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
２　「事業区分及び図面番号」は、「４　復興整備事業に係る事項」と整合させる。
３　「変更等する土地利用基本計画等」は、法第４８条第１項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
４　「変更等の別」は、法第４８条第１項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
５　「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

４－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第４９条及び第５０条関係）													
整理番号	事業区分	図面記号	農地法（大臣）	都市計画法			農地法（知事）	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第29条第１項・第２項の開発許可	第43条第１項の建築許可	第59条第１項から第４項までの都市計画事業の認可等	第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第15条の２の開発許可	第10条の２第１項の開発許可	第34条第１項・第２項の許可	第20条第３項の許可・第33条第１項の届出	法第39条第１項の許可	第37条第１項の許可等
1	集団移転促進事業	B-12地区									○		
2	その他施設の整備に関する事項	C-1地区									○		
3	集団移転促進事業	B-13地区		○									
4	集団移転促進事業	B-5地区		○							○		
5	集団移転促進事業	B-9地区		○							○		
6	集団移転促進事業	B-1地区		○									
7	集団移転促進事業	B-6地区		○									
8	集団移転促進事業	B-2地区		○									

9	集団移転促進事業	B-3-1 (尾浦西) 地区		○ ○							○ ○		
10	集団移転促進事業	B-3-2 (尾浦東) 地区									○		
11	集団移転促進事業	B-4-1 (竹浦南) 地区									○		
12	集団移転促進事業	B-10 地区		○							○		
13	集団移転促進事業	B-11 地区		○									
14	集団移転促進事業	B-4-2 地区		○									
15	集団移転促進事業	B-7 地区		○ ○							○ ○		
16	集団移転促進事業	B-22 地区		○									

（注）1　本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2　復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3　「農地法（大臣）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

復興整備計画区域図

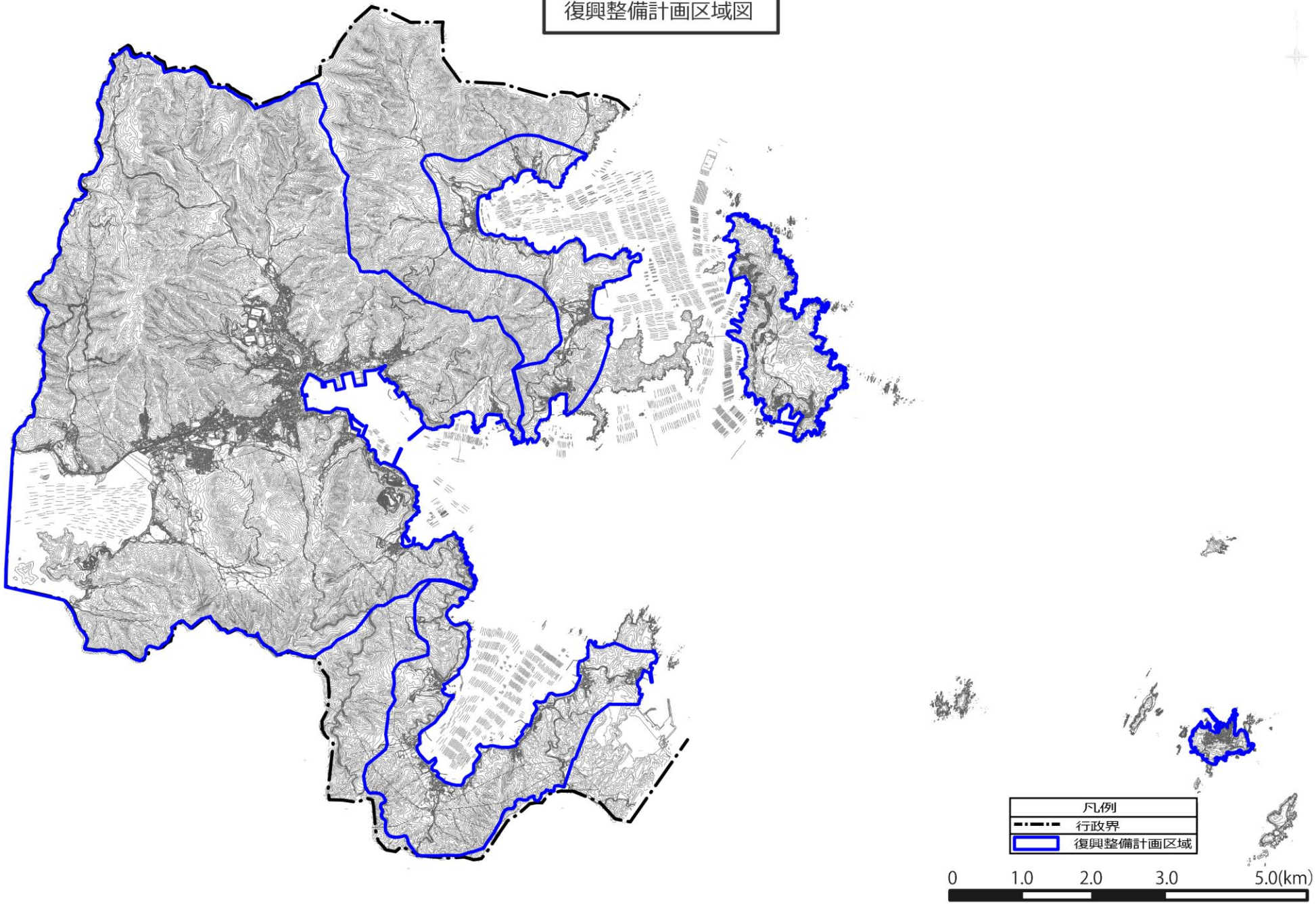

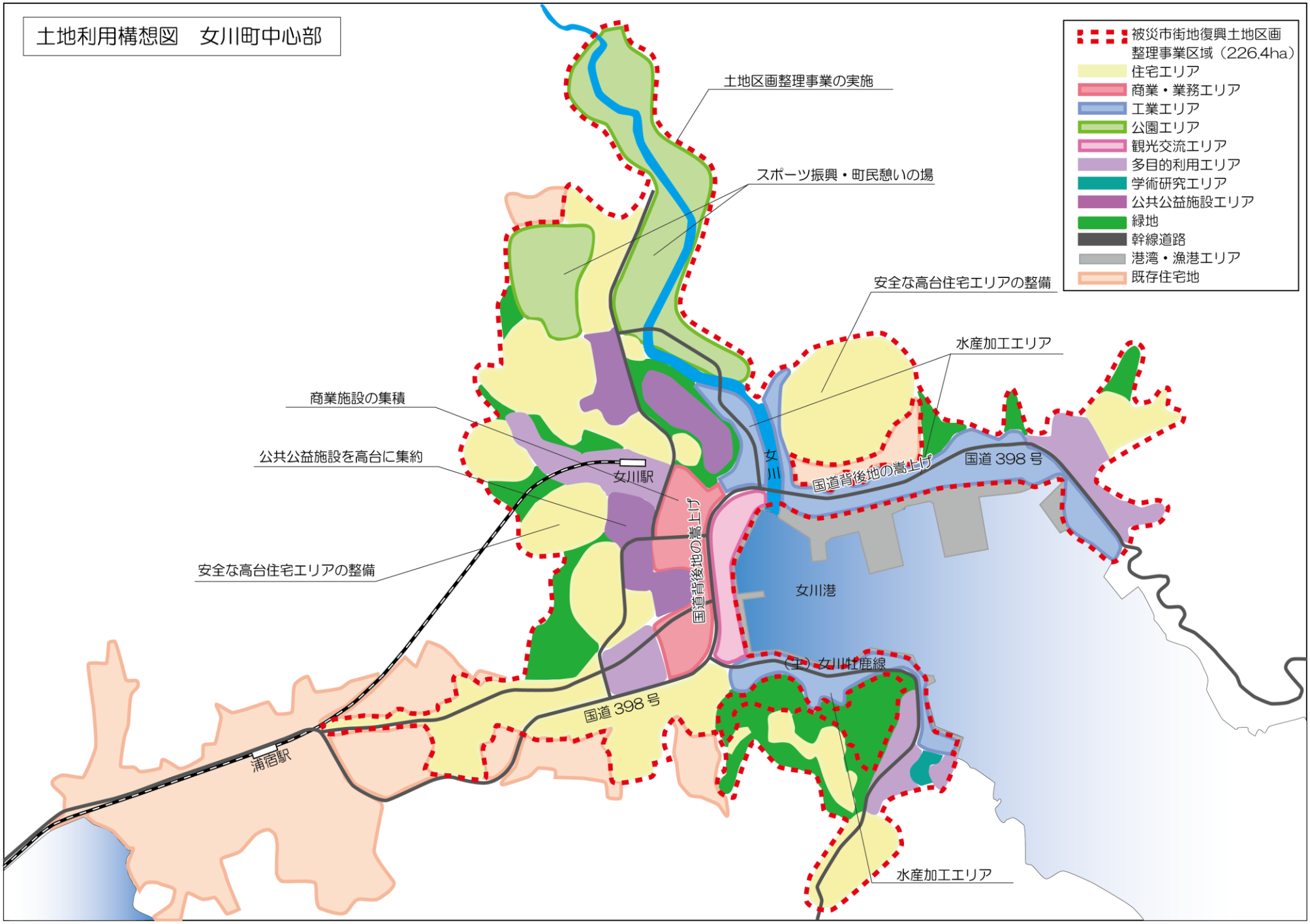
土地利用構想図　女川町中心部
被災市街地復興土地区画整理事業区域（226.4ha）
住宅エリア
商業・業務エリア
工業エリア
公園エリア
観光交流エリア
多目的利用エリア
学術研究エリア
公共公益施設エリア
緑地
幹線道路
港湾・漁港エリア
既存住宅地
土地区画整理事業の実施
スポーツ振興・町民憩いの場
安全な高台住宅エリアの整備
水産加工エリア
商業施設の集積
公共公益施設を高台に集約
安全な高台住宅エリアの整備
女川駅
浦宿駅
女川
国道背後地の嵩上げ
国道背後地の嵩上げ
国道 398 号
国道 398 号
女川港
（主）女川牡鹿線
水産加工エリア

土地利用構想図 女川町離半島地区

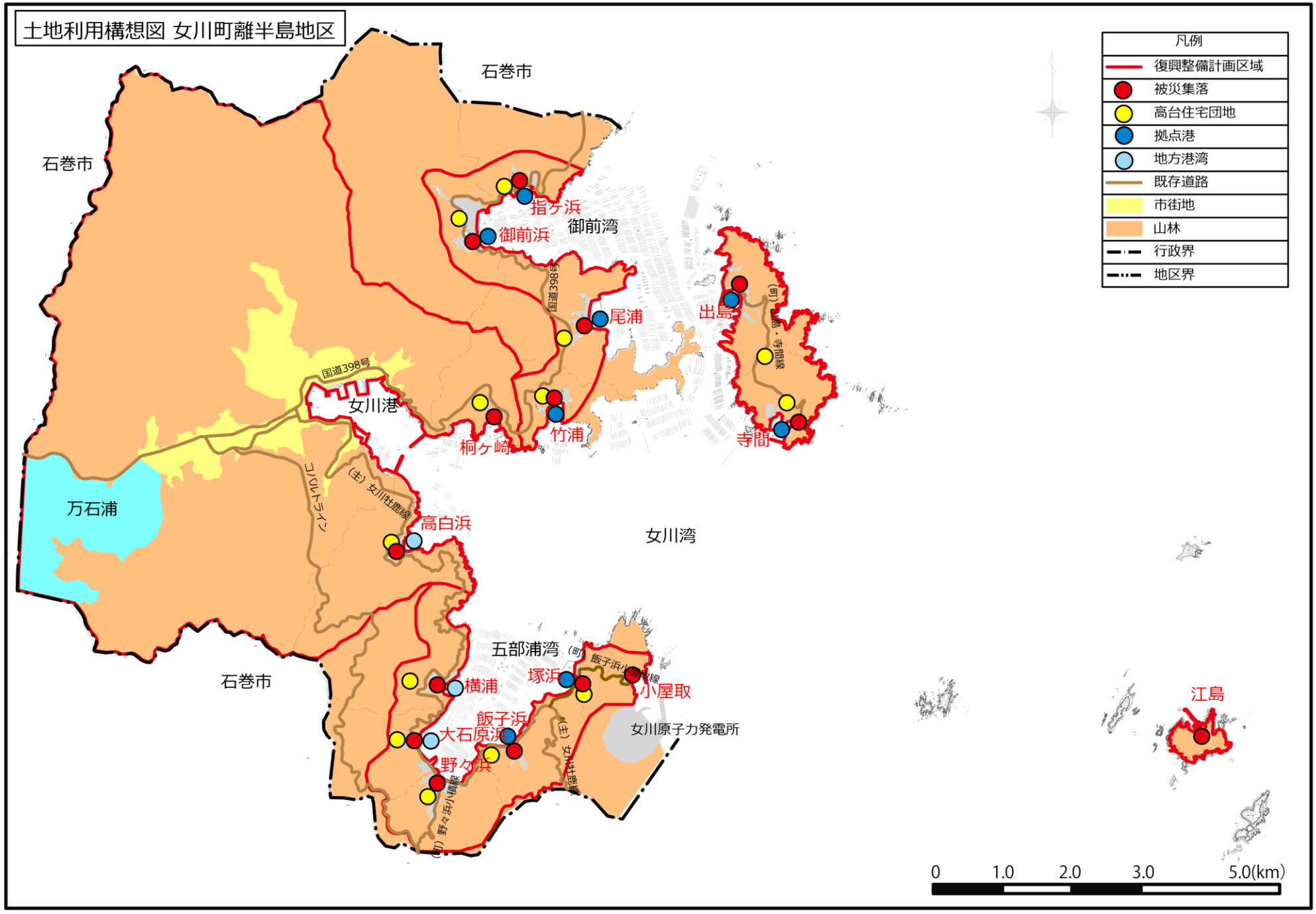

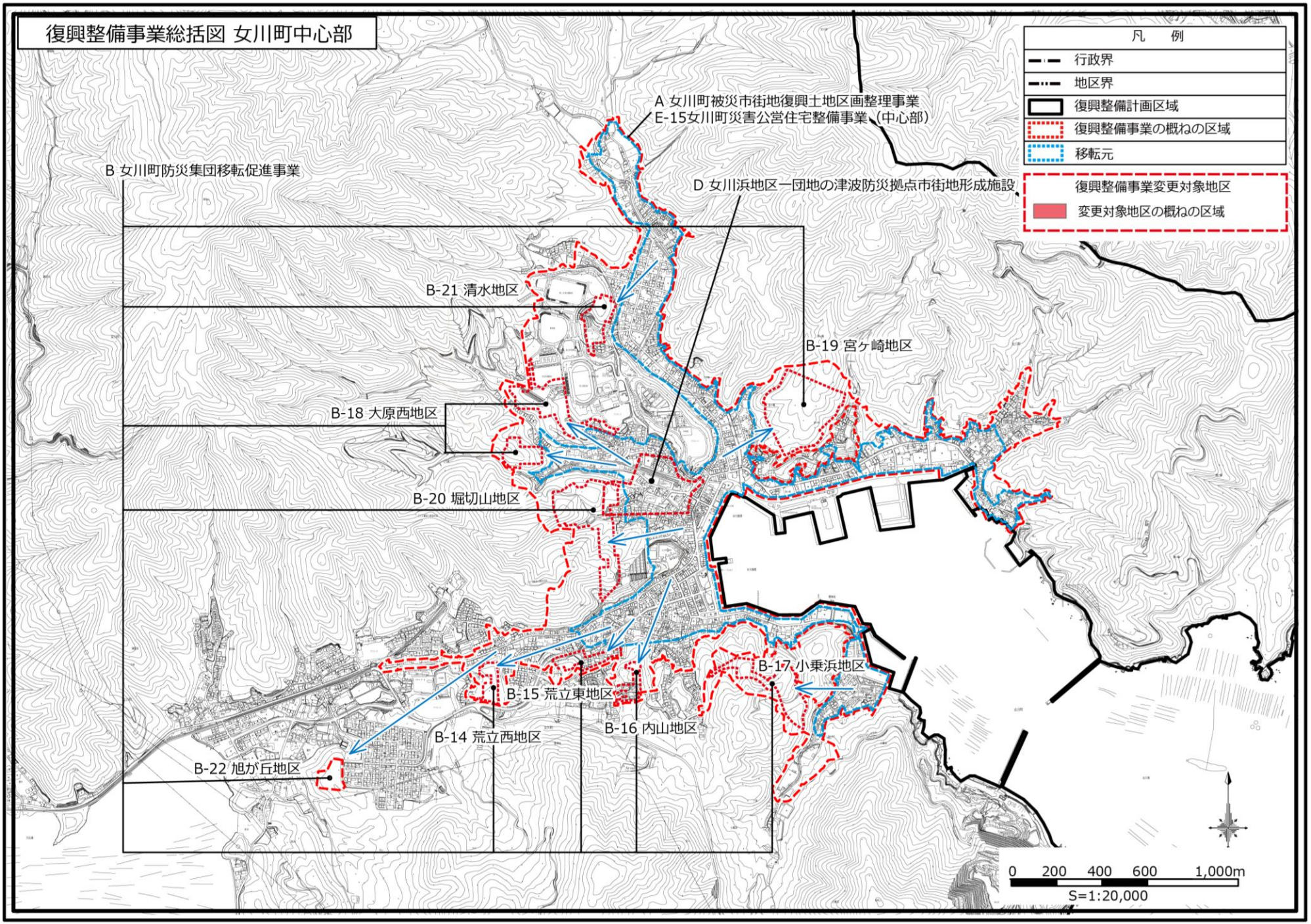
復興整備事業総括図 女川町中心部
凡　例
行政界
地区界
復興整備計画区域
復興整備事業の概ねの区域
移転元
復興整備事業変更対象地区
変更対象地区の概ねの区域
A 女川町被災市街地復興土地区画整理事業
E-15女川町災害公営住宅整備事業（中心部）
B 女川町防災集団移転促進事業
D 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
B-21 清水地区
B-19 宮ヶ崎地区
B-18 大原西地区
B-20 堀切山地区
B-17 小乗浜地区
B-15 荒立東地区
B-16 内山地区
B-14 荒立西地区
B-22 旭が丘地区
0 200 400 600 1,000m
S=1:20,000

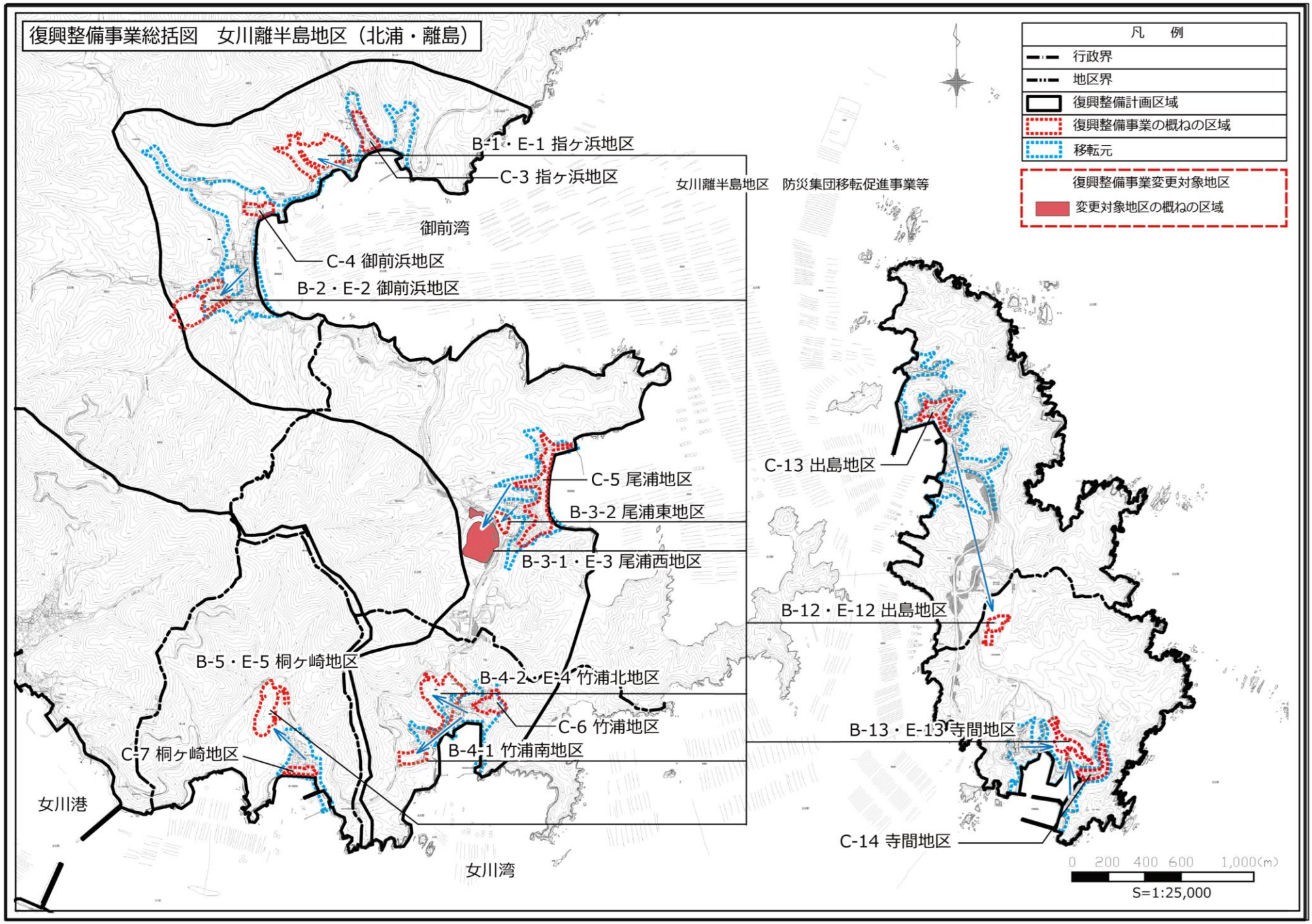
復興整備事業総括図　女川離半島地区（北浦・離島）
凡　例
行政界
地区界
復興整備計画区域
復興整備事業の概ねの区域
移転元
復興整備事業変更対象地区
変更対象地区の概ねの区域
女川離半島地区　防災集団移転促進事業等
B-1・E-1 指ヶ浜地区
C-3 指ヶ浜地区
御前湾
C-4 御前浜地区
B-2・E-2 御前浜地区
C-5 尾浦地区
B-3-2 尾浦東地区
B-3-1・E-3 尾浦西地区
B-5・E-5 桐ヶ崎地区
B-4-2・E-4 竹浦北地区
C-6 竹浦地区
B-4-1 竹浦南地区
C-7 桐ヶ崎地区
女川港
女川湾
C-13 出島地区
B-12・E-12 出島地区
B-13・E-13 寺間地区
C-14 寺間地区
0　200　400　600　1,000(m)
S=1:25,000
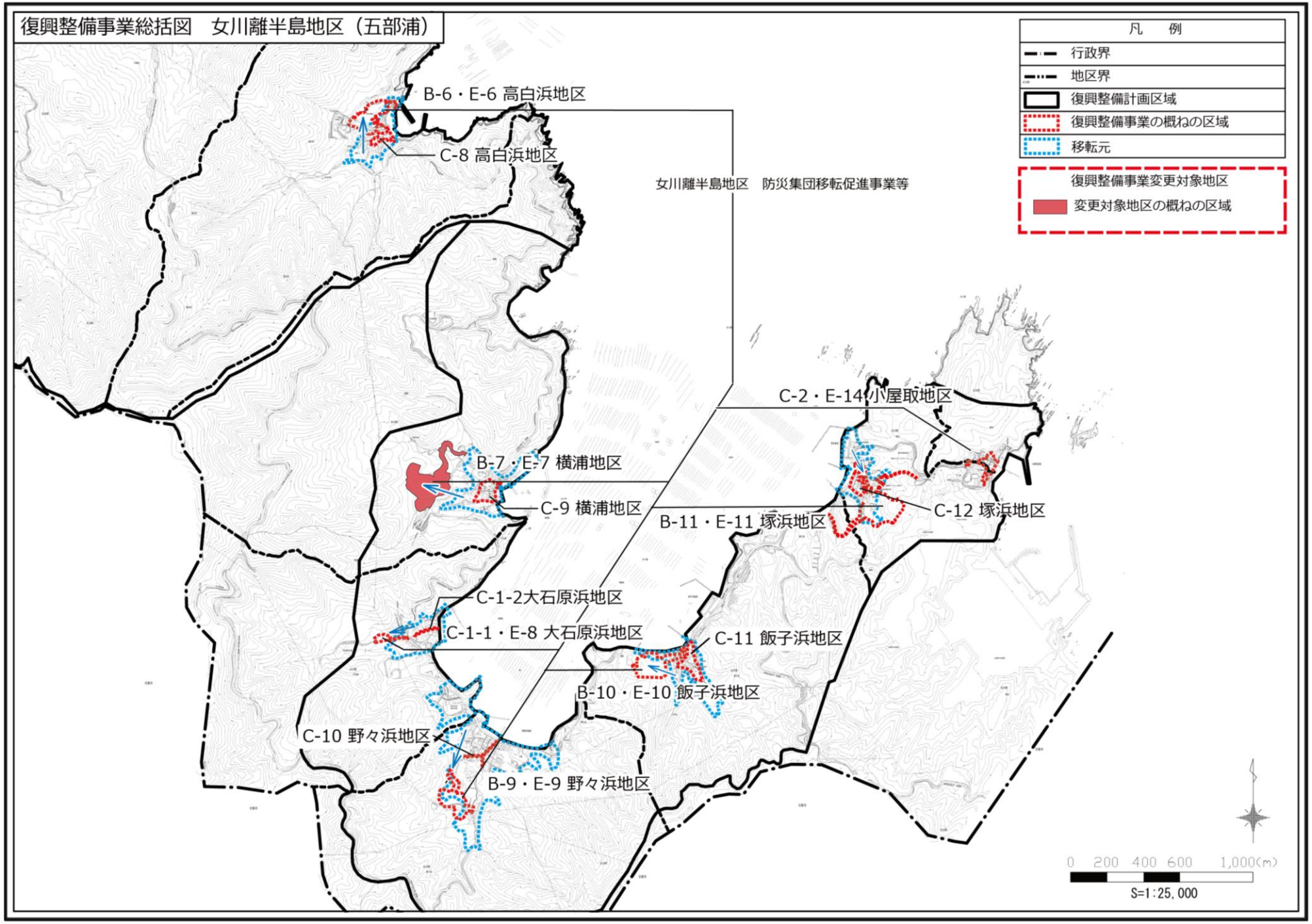
復興整備事業総括図　女川離半島地区（五部浦）